



# J N L A と は ？

## 産業標準化法試験事業者登録制度

JNLAとは、Japan National Laboratory Accreditation systemの略称です。

JNLA登録制度は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC 17025）の要求事項に適合しているかどうか審査を行い試験事業者を登録する制度です。

JNLAの登録は公表している登録区分に係る日本産業規格（JIS）の試験を実施する試験事業者を対象として、登録を希望される事業所からの任意の申請に基づき、その事業者のマネジメントシステム、試験施設、機器などが試験を実施する上で適切であるかどうか、定められたとおりマネジメントシステムが運営されているかを書類審査・現地審査により審査し、登録する制度です。

JNLA制度で登録された試験事業者は、その証（あかし）として図1に示すような特別な標章（ロゴ）の入った試験証明書を発行できることとなります。

JNLA標章付き試験証明書により、ISO/IEC 17025で試験所の運営が行われており、かつ試験を実施するのに必要な技術能力を有していることを評価・確認された試験所の結果であることが証明されます。



図1

また、国際MRA対応を希望される登録事業者に対しては、別の任意な契約に基づき、その試験能力の維持状況を確認するための定期的な審査を実施しており、国際MRA対応認定事業者は、その証として図2に示すようなILAC MRAマークの入った試験証明書を発行できることとなります。

MRAマーク付き試験証明書は世界中で通用させることが可能です。



登録の対象となる区分は、ホームページで確認してください。

<https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/>

